



広報

FUKAURA

# ふかうら

No.407

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

## 新型コロナウイルス ワクチン接種に関する お知らせ

新型コロナウイルススワクチンの集団接種は、3月26日（土）で終了となります。

まだ接種予約をされていない方は、急ぎご予約をお願いいたします。

### □問合せ先

健康推進課

（新型コロナウイルススワクチン接種対策室）

Tel 82-0288

## （仮称）青森沖洋上風力発電 事業 環境影響評価方法書の 縦覧及び住民説明会について

つがる市及び鱒ヶ沢町の沖合において計画している（仮称）青森沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、環境影響評価法に基づき、縦覧及び住民説明会を行います。

### ◆対象事業

・事業名

（仮称）青森沖洋上風力発電事業

・事業者

津軽七里長浜洋上風力合同会社

・出力

最大60万kW程度

・対象事業実施区域

つがる市及び鱒ヶ沢町の沖合

### ◎環境影響評価方法書の縦覧

#### ◆縦覧場所

深浦町役場総合戦略課

#### ◆縦覧期間

3月23日（水）～4月22日（金）

（土・日・祝日を除く）

#### ◆縦覧時間

8時15分～17時

#### ◆電子縦覧

ホームページにて公開します。

<https://tsugaru-shichirinagahama.project.vena-energy.co.jp/>

#### ◆意見書の提出

環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、5月12日（木）

までに、意見書に氏名、住所および意見を記入の上、縦覧場所

に備え付けている意見書箱にご投函するか、または問合せ先へ書簡

にて郵送（当日消印有効）により

お寄せください。

### ◎住民説明会

#### ◆場所

農村環境改善センター

#### ◆日時

4月4日（月）13時～15時

※体調の優れない方はご遠慮

願います。マスク着用のほか、

受付で手指の消毒・検温・名簿へ

の記入にご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の

感染状況により、延期または中止

となる場合には、前記のホームペ

ージなどでお知らせします。

※青森県および市町村にて定め

る新型コロナウイルス感染症対策

方針等に従い、会場の定員制限を

行う場合がございます。

#### □問合せ先・意見書送付先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-10-4

オークラプレステージタワー

17F

津軽七里長浜洋上風力合同会社

事務局：日本風力エネルギー

株式会社 風力事業開発部

Tel 03-6452-9410

（土、日、祝日を除く9時～17時）

**温泉回数券を**

**割引販売します！**

ゆとり臨時休館に伴い休止していた温泉回数券を次のとおり割引販売します。

◆期間

3月8日(火)～3月22日(火)

◆対象

大人用12回数券

◆料金

通常4,000円→3,500円  
おひとり様3セットまで

※なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ゆとりが休館となつた場合、販売を中止する場合がありますので、ご了承ください。

□問合せ先

フィットネスプラザゆとり  
Tel 74-4514

**令和4年度**

**手話奉仕員養成講座**

**受講者募集について**

令和4年度の手話奉仕員養成講座を五所川原市・つがる市・鶴田町・中泊町・鯉ヶ沢町・深浦町の西北五圏域において合同で、実施しますので受講生を募集します。

聴覚障害者の生活や福祉制度について理解と認識を深め、日常生活に必要な手話を習得します。手話奉仕員養成講座には、入門課程と基礎課程の2種類があります。

◎入門課程（初心者向け）

◆日時

5月13日～11月11日  
毎週金曜日 19時～20時30分

◆場所

五所川原市中央公民館  
2階 第一会議

◆内容

手話実技・講義・交流

◆対象

聴覚障害者との交流を希望し、手話を学びたい、16歳以上の方

◆定員

15人

◆受講料

無料

(テキスト代実費3,300円税込)

◆申込方法

4月20日(必着)までに往復はがきで申し込んでください。受講の可否は返信用はがきでお知らせします。

◎基礎課程

◆日時

4月19日～10月18日  
毎週火曜日 19時～20時30分

◆場所

つがる市生涯学習交流センター

「松の館」1階 会議室B

◆内容

手話実技・講義・交流

◆対象

入門課程修了者の方

◆定員

12人

◆申込方法

3月30日(必着)までに往復はがきで申し込んでください。受講の可否は返信用はがきでお知らせします。

**【往復はがきの書き方】**

①「返信のあて先」は、

〒037-0632

五所川原市高野字柳田245-1

西北五ろうあ協会手話対策部宛

②「返信」の裏には、受講希望課程名・氏名・年齢・連絡先（FAX、メールアドレス、または携帯電話番号）を必ず記入してください。

③「返信のあて先」は、住所と氏名を必ず記入してください。返信の裏は白紙のままをお願いします。

□問合せ先

五所川原市役所

福祉部福祉政策課

Tel 0173-3512111

(内線2499)

つがる市役所障害福祉係

Tel 0173-4212111

(内線241・248)

西北五ろうあ協会手話対策部

FAX 0173-2912421

### 松くい虫被害及びナラ 枯れ被害の予防について

松くい虫被害は、マツノマダラカミキリという昆虫によって運ばれるマツノザイセンチュウという小さな線虫がマツの木に侵入することによって、マツが枯れる伝染病で、県内では深浦町と南部町で被害が発生しています。

また、ナラ枯れ被害は、カシノナガキクイムシという昆虫が運ぶナラ菌によって、ミズナラやカシワなどのナラ類が枯れる伝染病で、県内では弘前市、西目屋村、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町の7市町村で被害が発生しています。

これらの被害が県内各地で発生するようになると、農林水産業をはじめとする産業・経済のほか、青森県が誇る自然景観や観光資源などに大きな影響を与えます。

このため、以下の3点について住民の皆様のご協力をお願いします。

① マツノマダラカミキリとカシノナガキクイムシは、それぞれマツとナラ類を伐採した際に発生する匂いに集まる習性があるため、これらの昆虫の活動期（6～9月）には、マツとナラ類を伐採しないようにしましょう。

② マツ丸太やマツ苗木、ナラ丸太を他県から持ち込むと、松くい虫被害やナラ枯れ被害を呼び込む可能性があるので、県内産のものを利用しましょう。

③ 松くい虫被害やナラ枯れ被害を防ぐためには、葉が黄色に変色したり、枯れたマツやナラ類を早い段階で取り除くことが大切です。自宅の庭木や街路樹、山林など、身の回りで枯れている、または枯れかかっているマツやナラ類を見つけたら、次の連絡先へお知らせください。

なお、ナラ枯れ被害については、発生初期段階の風合瀬以北の地域及び長慶平地区における被害をお知らせくださるようお願いいたします。

#### □問合せ先

農林水産課林業振興係

Tel 74-4411

西北地域県民局

地域農林水産部林業振興課

Tel 0173-72-6613

つがる森林組合深浦支所

Tel 74-2208

### 「全国農業新聞」を 購読しませんか

「全国農業新聞」は全国農業会議所で発行する農業総合専門紙で、農家の経営や暮らしに役立つ情報、農政の動きなどをまとめ、週1回ご自宅にお届けするものです。

購読料は、月700円です。購読を希望される方は、農業委員会事務局までお申し込みください。

#### □問合せ先

農業委員会

Tel 74-4420

### 「農業者年金」に 加入しましょう

「農業者年金」は、年間60日以上農業に従事する60歳未満の国民年金加入者の方ならどなたでも加入できる年金です。自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積み立て方式・確定拠出型です。保険料は月額2万円～6万7千円の間で、千円単位で自由に決められ、経営状況や家計の状況に応じていつでも見直せます。

国民年金と別に加入することで、老後の備えがより充実するものとなりますので、加入することをお勧めします。

農業者年金加入を希望される方は、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局またはJAまでご相談ください。

#### □問合せ先

農業委員会

Tel 74-4420

## 農地の権利移転や 転用等について

田や畑、樹園地、採草放牧地といった農地は、農地法などの法律により、自分の所有地であっても無断で所有権移転（売買や贈与）ができないことになっています。

また、転用についても同様で、県知事などの許可なく行った場合は、厳しい罰則もあります。実際には他県において逮捕者が出るといったこともありました。

そのため、次のような場合には、まず農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局までご相談ください。

場合によっては、期間を要するものもありますので、お早めにお申し出ください。

◆農地の売買、貸し借りなど（農地法第3条、農業経営基盤強化促進法）

所有農地を耕作地として売買したい、貸したい、借りたいなどの場合。

◆農地の転用（農地法第4条）

所有農地に住宅を建てたい、植林や駐車場・資材置き場を作りたいというような、農地以外に開発する転用を行いたい場合。

◆農地の転用と農地の異動（農地法第5条）

他の人の所有農地を転用して住宅建築などの開発を行いたい場合。

◆農地の相続等（農地法第3条の3）  
相続等で農地等を取得した場合。

◆農地の貸借の合意解約  
農地の賃貸借契約を解約する場合。

毎月25日までに受付した申請書等は翌月の農業委員会定例総会（毎月10日前後）にて決定されます。

詳しい日程については農業委員会事務局までお問合せください。

□問合せ先

農業委員会  
Tel 74-4420

## 2022年度国家公務員「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティあふれる国税専門官を募集しています。

国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署等において、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

◆受験資格

・平成4年4月2日～平成13年4月1日生まれの者

・平成13年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

①大学を卒業した者及び令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者

②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆受験申込受付期間

3月18日（金）～4月4日（月）

◆受験申込方法

受験申込みはインターネット申込みとする。

国家公務員試験採用情報ナビ  
<https://www.jinji.go.jp/saiyo>  
/saiyo.html

◆第1次試験日  
6月5日（日）

□問合せ先

仙台国税局  
人事第二課試験研修係  
Tel 022-263-1111  
人事院東北事務局  
Tel 022-221-2022

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送や電子申請などを積極的にご活用ください

例年、3月の年度末と4月の年度初めには、労働基準監督署の窓口が、来庁者の方で混雑する場合があります。そのため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、利用者の皆さまにご協力をお願いできたく、各種届出・申請などの際は、郵送や電子申請などを積極的にご活用ください。

□問合せ先

五所川原労働基準監督署  
Tel 0173-35-2309

**令和4・5年度深浦町  
小規模修繕等契約希望者  
登録について**

◆制度の目的

町が発注する小規模な修繕等について、町の建設工事入札参加資格審査申請が困難な町内の小規模事業者を登録し、これら登録された小規模事業者の積極的活用を図ることにより、当該事業者の受注機会を拡大するとともに、町内経済の活性化に資することを目的としています。

◆対象となる契約等

・小規模修繕の対象となる契約は、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、1件の予定価格が50万円未満（消費税及び地方消費税の額を含む。）のものです。

・登録申請をした事業者は、登録名簿に登録され、町が小規模修繕を発注する際の見積依頼の対象となります。ただし、見積依頼や契約を約束するものではありませんのでご注意ください。

◆登録できる要件

町内に住所を有する方または主たる事業所を有する方です。ただし次の各号のいずれかに該当する方は除きます。

- ・成年被後見人、被保佐人、被補助人または破産者で復権を得ていない者
- ・深浦町建設工事指名業者資格審査規程並びに指名競争入札参加の資格に基づく有資格者名簿に登録されている者
- ・希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない者

◆登録対象業種

- ・町税等を滞納している者
- ・代表者（役員及び委任を受けた者を含む。）またはその経営に事実上参加している者が、集团的または常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者
- ・その他、公共発注の相手方として不適当と認められる者

◆登録できる業種は、次の18業種のうち5業種以内です。

- ①土木一式 ②建築一式 ③左官

- ④屋根 ⑤電気 ⑥管 ⑦鋼板・鉄筋等
- ⑧板金 ⑨ガラス ⑩塗装 ⑪内装仕上げ ⑫機械器具設置 ⑬電気通信
- ⑭造園 ⑮建具 ⑯水道設備 ⑰消防設備 ⑱その他

※資格が必要な業種（⑤電気は、第一、第二種電気工事士免状など。⑥管は、深浦町指定給水装置工事事業者証など）

◆申請書等の提出方法

次の書類等を深浦町建設課まで持参または郵送等で1部提出してください。

- ・深浦町小規模修繕等契約希望者登録申請書（様式第1号）

※様式は、役場建設課及び両支所窓口においてあります。また、深浦町ホームページからもダウンロードできます。

・申請者が法人にあっては、登記簿謄本またはその写し（3か月以内）

・申請者が個人にあっては、身分証明証またはその写し（3か月以内）

・希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証する書類の写し

・直近の納税証明書または非課税証明書

・その他町長が必要とする書類（必要な場合は個別に連絡します。）

◆受付期間

3月1日（火）～3月25日（金）  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く  
8時15分～17時）

※受付期間以降でも随時受付します。

◆登録の有効期間

名簿登録の日（令和4年4月1日予定）～令和6年3月31日

※名簿登録は、申請書受理後の審査結果後となります。また、深浦町ホームページで登録名簿を公表します。

□提出・問合せ先

建設課 管理係  
TEL 74-4413

## 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

### ■一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担3割)を除き、医療費の窓口負担が2割になります。

世帯の窓口負担が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方の課税所得や年金収入をもとに世帯単位で判定します(別添参照)。

なお、判定は7月頃から可能となり、9月頃に新しい被保険者証(2割負担)をお送りします。

### ■「マイナンバーカード交付申請書」の送付について

令和3年10月20日から、一部の医療機関・薬局などでマイナンバーカードを被保険者証として利用できるようになったことなどに伴い、厚生労働省からの要請により、75歳以上の被保険者の皆様のうち、令和3年10月31日時点でマイナンバーカードをお持ちでない方に、交付申請書を送付します。(3月中旬送付予定)

申請手続きについては、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)または福祉課までお問合せください。

なお、マイナンバーカードの取得は任意であり、これまでどおり被保険者証でも受診できます。

### ■新たに後期高齢者医療制度に加入する方の保険料の納め方について

保険料は年金からの天引き(特別徴収)が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入する方は年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただくことになります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税(料)を口座振替で納めていた方も、改めて手続きが必要です。

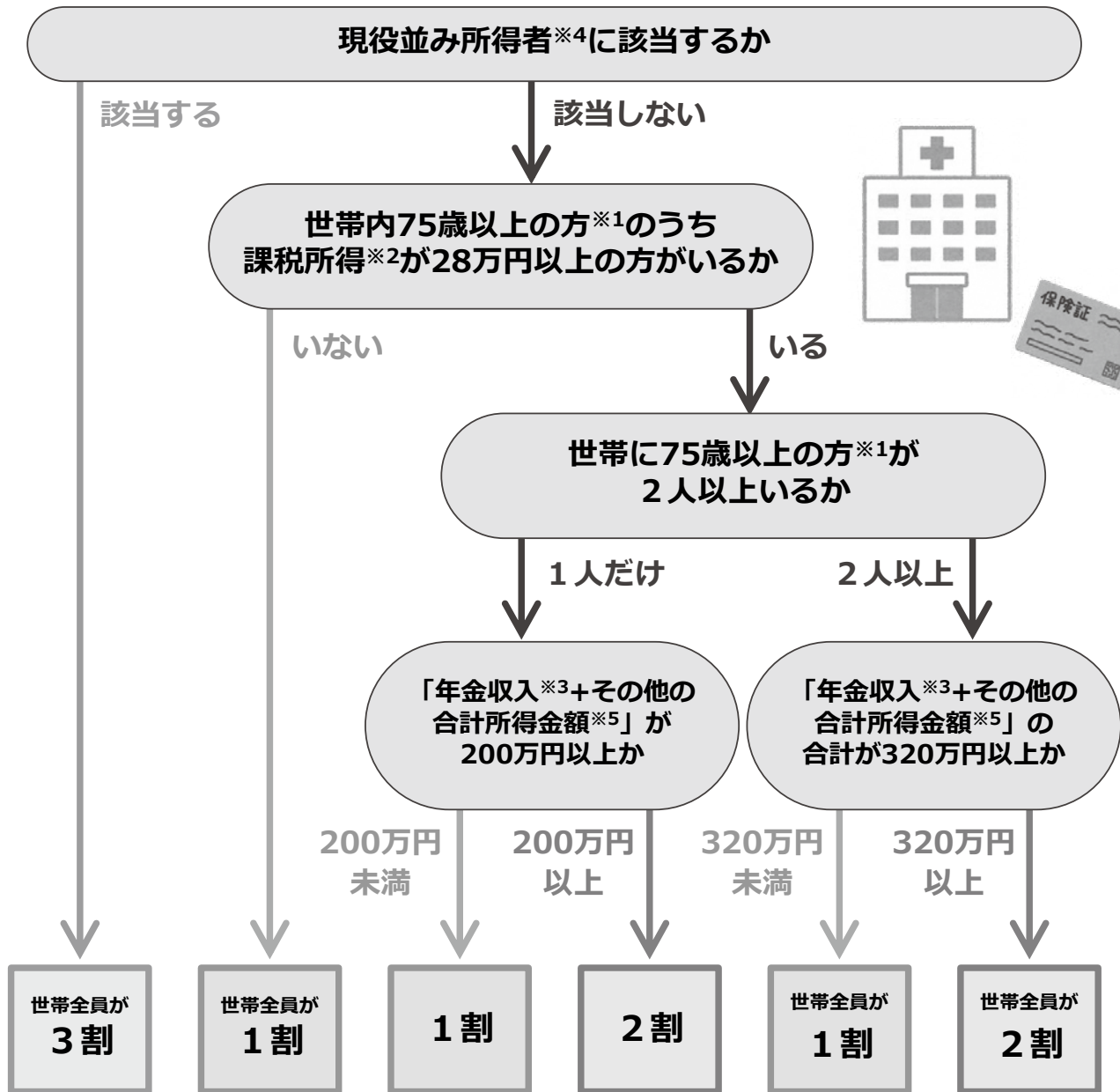
### □問合せ先

福祉課 TEL 74-2117

青森県後期高齢者医療広域連合 TEL 017-721-3821

**窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します**

- 世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、75 歳以上の方※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。  
(2021 年中の所得をもとに、2022 年 7 月頃から判定が可能になり、9 月頃に被保険者証を送ります)



※1 後期高齢者医療の被保険者とは  
75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態であると広域連合から認定を受けた方を含む)

※2 「課税所得」とは  
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方。

※5 「その他の合計所得金額」とは  
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

**今年もやります！深浦町住環境リフォーム推進事業**  
**さらに受付期間も延長します！（令和4年4月1日受付開始）**

個人住宅の居住環境の質の向上を目的として、町内建設業者等の施工による既存住宅の居住性・耐久性・耐震性の向上など安全・安心で快適な生活を営めるような住環境リフォーム工事を行う町民の方を支援します。



町補助額	リフォーム工事※1 ※工事費50万円（税込）以上から	下水道接続工事※2 ※工事費10万円（税込）以上から
補助率（工事費の）	10%	15%
補助限度額（最大）	20万円まで	10万円まで
	リフォーム工事と下水道接続工事の併用で最大30万円まで ※併用の場合は工事費10万円（税込）以上からが対象となります。	

※1 別表に掲げる住宅の安全性、耐久性、耐震性及び居住性を向上させるための工事。

※2 生活雑排水集合処理区域（岩崎・沢辺地区〔特定環境保全公共下水道〕及び大間越・黒崎・田野沢・北金ヶ沢・関地区〔漁業集落排水〕）において、これまでの排水設備（くみ取り式トイレや浄化槽）から下水道に切り換える工事及びトイレの水洗化とそれに伴うトイレ内装等の改修工事。

《補助対象者》

次のいずれにも該当する方

- 1 町内に住所を有する者（住民基本台帳法に基づき住民票に記載されている者をいう）
- 2 住環境リフォーム工事を行う住宅の所有者及び居住者であること。ただし、当該工事を行う住宅の所有者が、対象者の親（対象者の配偶者の親を含む。）または子の場合は所有者と同等とみなす。
- 3 同一世帯に属する者全員が町税等を完納していること。
- 4 過去にこの事業及びリフォーム支援事業による補助金の交付を受けていない者又はリフォーム支援事業による補助金の交付を一度のみ受け、その補助金が30万円に満たなかった者で、下水道接続工事による補助金を受けようとする者。

《補助対象住宅》

個人住宅で次のいずれにも該当する住宅

- 1 町内に存する個人住宅であり、本人又はその家族が居住している住宅であること。
- 2 居住用及び業務用に併用している住宅であること。ただし、別荘は除く。

《補助対象工事》

次の各号の全てを満たす工事とする。

- 1 リフォーム工事に要する費用（消費税相当額含む）50万円以上又は、下水道接続工事に要する費用が10万円（消費税相当額含む）以上であること。下水道接続工事とリフォーム工事を併せて行う場合は、10万円（消費税相当額含む）以上であること。
- 2 工事着工時において、建築後1年を経過していること。
- 3 住宅部分と非住宅部分併せて工事を行ったときは、住宅部分の床面積を住居部分及び非住居部分の床面積の合計で除して得た商に、当該リフォーム工事に要した費用の額を乗じて算出するものとする。
- 4 当該リフォーム工事を行う者は、深浦町内に住所を有する法人及び個人業者で、町税を完納していること。
- 5 完了実績報告書の提出ができる工事であること。



広報ふかうら（お知らせ版）⑨

ただし、次に掲げる工事については、補助対象外とする

- ①公共工事の施工に伴う補償費となる工事
- ②門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く）
- ③補助金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用

≪補助率・補助限度額≫

- 1 リフォーム工事に要する費用の10%に相当する額（ただし千円未満は切り捨て）とし、補助金の額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。
- 2 下水道接続工事に要する費用の15%に相当する額（ただし千円未満は切り捨て）とし、補助金の額が10万円を超える場合は10万円を限度とする。ただし、リフォーム支援事業による補助金の交付を受けた対象者が、補助金の交付を受けようとするときの補助金の限度額は、リフォーム支援事業により交付を受けた補助金の額を30万円から減じた額と10万円のいずれか低い額とする。
- 3 上記工事を併せて行う場合、それぞれの補助金を加算した額とし30万円を限度とする。

☆受付期間☆

4月1日（金）～10月31日（月）

※申請受付は、予算上限になり次第締切りますので、申請前にお問い合わせください。

別表【深浦町住環境リフォーム推進事業 リフォーム工事補助対象工事一覧】

NO	対象	対象工事の内容	備考
1	○	屋根の葺き替え、塗装、外壁の張替・塗装など	
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
3	○	壁紙や床の張替などの内装工事	下水道接続工事に伴うトイレ内装改修を除く
4	○	耐震補強・改修工事	
5	○	窓・ガラスの取付・交換（断熱改修など）	
6	○	室内の建具等の交換	
7	○	バリアフリー改修（手摺、段差解消、廊下拡幅）	
8	○	外壁、屋根、天井の断熱化工事	
9	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	下水道接続工事に伴うトイレの水回り改修及びその他排水管接続工事を除く
10	○	バルコニーや雪止めの設置	
11	○	畳の取替え（表替え含む）	
12	○	車庫・物置の設置及び増改築（別棟の場合も含む）	住宅用に限る
13	△	室内カーテンの取付、取替（カーテンレール含む）	内装工事と一体のみ
14	△	住宅の解体工事のみ（全部、一部）	リフォーム工事が伴えば可
15	○	住宅用太陽光発電システムの設置	
16	○	給湯設備機器の設置	
17	×	電話やインターネットの配線工事	
18	×	造園、門扉、ブロック塀等の外構	
19	○	その他町長が認める工事	

※上記はこれまでの実績に基づく一例です。詳しくは、建設課まで問合せください。

□問合せ 建設課 TEL 74-4413

令和4年4月より 深浦町保健センター 健康推進課内（深浦診療所となり）に

# すくすく子育て相談室

を開設します

すくすく子育て相談室は、妊産婦やご家族の皆さんが、妊娠期～子育て期を安心・安全にすごせるようサポートする窓口です。保健師や栄養士が、みなさんが安心して妊娠・出産・子育てができるように、切れ目のない支援をします。

## すくすく子育て相談室で行うサポート事業

### 妊 娠 期

- 母子健康手帳の交付  
個別にお話をお伺いします。  
\* 4月からは保健センターのみで  
交付します
- 支援プランの作成  
困りごとや心配がある妊婦さん  
には継続して相談にあたります。
- 電話または面接  
体調の変化や出産の準備・不安  
などについてお話をお伺いします。

### 出 産 ・ 産 後

- 電話相談
- 赤ちゃん訪問  
安心して子育てできる  
ように支援します。



### 子 育 て 期

- 子育ての相談  
\*子育てに関する不安などについて  
お話をお伺いし、状況に適した  
情報を提供します。電話・面談  
どちらでも大丈夫。



例えば・・・

- \*初めての妊娠、出産で不安・・・
- \*赤ちゃんのお世話がわからない
- \*子育ての悩みを聞いてほしい
- \*子どもの成長発達が心配・・・など



不安や心配、気になることがあれば、いつでもお気軽にご相談ください

【開設場所】 深浦町保健センター 健康推進課内（深浦診療所となり）

電話：82 - 0288 住所：深浦町大字広戸字家野上104番地1

【開設時間】 8時15分から17時（土・日・祝日・年末年始を除く）